

原議保存期間	30年(平成57年3月31日まで)
有効期間	一種(平成57年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長  
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿  
(参考送付先)  
各 附 属 機 関 の 長

警察庁丙交企発第117号  
平成26年10月9日  
警察庁交通局長

#### 停止表示器材(停止表示板)構造基準について

停止表示器材(停止表示板)構造基準については、「「停止表示器材(停止表示板)構造基準」の一部改正について」(平成15年10月16日付け警察庁丙交企発第156号)により通達したところであるが、本年10月9日、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成26年内閣府令第65号)が施行され、道路交通法第75条の11第1項で規定される停止表示器材について、蛍光反射部を有するものが追加されたこと等に伴い、今後、同基準については別添のとおりとするので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、「「停止表示器材(停止表示板)構造基準」の一部改正について」(平成15年10月16日付け警察庁丙交企発第156号)については廃止する。

別添

停止表示器材（停止表示板）構造基準

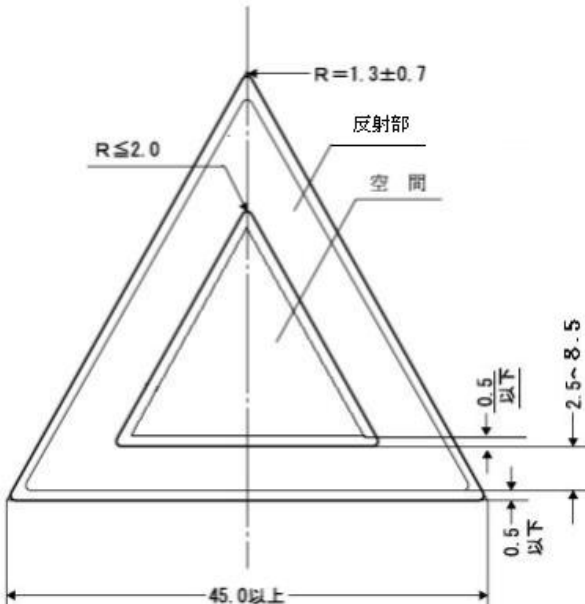
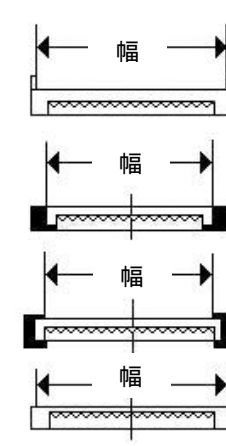
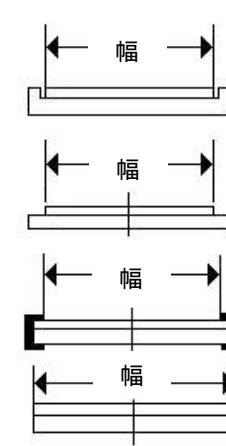
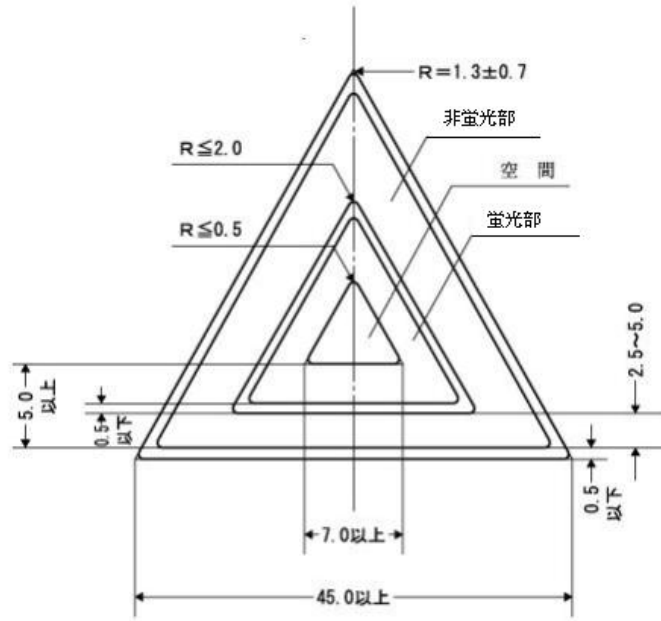
構造及び品質基準	試験の方法														
<p>1. 構造基準</p> <p>1.1 種類 停止表示板の種類は、次の表1のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表 1</p> <table border="1" data-bbox="210 534 1029 860"> <thead> <tr> <th>型式記号</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>D</td> <td>夜間用停止表示板</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>昼間用停止表示板</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>昼・夜間兼用停止表示板(反射部、蛍光部分離型)</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>昼・夜間兼用(二輪車用)停止表示板(反射部、蛍光部分離型)</td> </tr> <tr> <td>Q</td> <td>昼・夜間兼用停止表示板(蛍光反射部型)</td> </tr> <tr> <td>R</td> <td>昼・夜間兼用(二輪車用)停止表示板(蛍光反射部型)</td> </tr> </tbody> </table> <p>1.2 構成 停止表示板の構成は、使用状態において次のとおりであること。</p> <p>(1) 型式記号Dにおいては、反射部をもつ板状の正立正三角形の本体と路面に設置できる脚部により構成されていること。</p> <p>(2) 型式記号Eにおいては、蛍光部と非蛍光部をもつ板状の正立正三角形の本体と路面に設置できる脚部により構成されていること。</p> <p>(3) 型式記号F及びGにおいては、反射部と蛍光部をもつ板状の正立正三角形の本体と路面に設置できる脚部により構成されていること。ただし、型式記号Gにおいては、二輪車の車体の一部を利用して安定性を補強することとなる構成としても差し支えないものとする。</p> <p>(4) 型式記号Q及びRにおいては、蛍光反射部をもつ板状の正立正三角形の本体と路面に設置できる脚部により構成されていること。ただし、型式記号Rにおいては、二輪車の車体の一部を利用して安定性を補強することとなる構成としても差し支えないものとする。</p> <p>1.3 構造、形状及び寸法 停止表示板の構造、形状及び寸法は、次のとおりであること。</p> <p>(1) 本体の形状及び寸法は、次に示す図1、図2、図3又は図4のとおりとする。</p> <div style="text-align: center;"> <p>図1 型式記号D</p> <p>単位 cm</p>  </div>	型式記号	種類	D	夜間用停止表示板	E	昼間用停止表示板	F	昼・夜間兼用停止表示板(反射部、蛍光部分離型)	G	昼・夜間兼用(二輪車用)停止表示板(反射部、蛍光部分離型)	Q	昼・夜間兼用停止表示板(蛍光反射部型)	R	昼・夜間兼用(二輪車用)停止表示板(蛍光反射部型)	<p>試験の方法</p> <p>(3) 型式記号Gについては、二輪車の車体の一部を利用して設置することとなる構成のものである場合は、当該利用するための装置を構成品とみなし、その状態を調べる。</p> <p>(4) 型式記号Rについては、二輪車の車体の一部を利用して設置することとなる構成のものである場合は、当該利用するための装置を構成品とみなし、その状態を調べる。</p> <p>1.3 構造、形状及び寸法検査 停止表示板の各部をノギスを用いて製造図面と比較して調べる。</p> <p>(1) 各部の規定寸法を測定する。</p> <p>(a) 各辺の長さをそれぞれ測定し、許容差の範囲内にあるかどうかを調べる。</p> <p>(b) 幅(反射部、蛍光部、非蛍光部及び蛍光反射部のそれぞれの幅)について、一辺の両端部を測定し、許容差の範囲内にあるかどうかを調べる。</p> <p style="text-align: center;">反射部及び蛍光反射部の幅の測定は、次の例による。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>プラスチック成形品の場合</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>反射シートの場合</p>  </div> </div>
型式記号	種類														
D	夜間用停止表示板														
E	昼間用停止表示板														
F	昼・夜間兼用停止表示板(反射部、蛍光部分離型)														
G	昼・夜間兼用(二輪車用)停止表示板(反射部、蛍光部分離型)														
Q	昼・夜間兼用停止表示板(蛍光反射部型)														
R	昼・夜間兼用(二輪車用)停止表示板(蛍光反射部型)														

図2 型式記号E

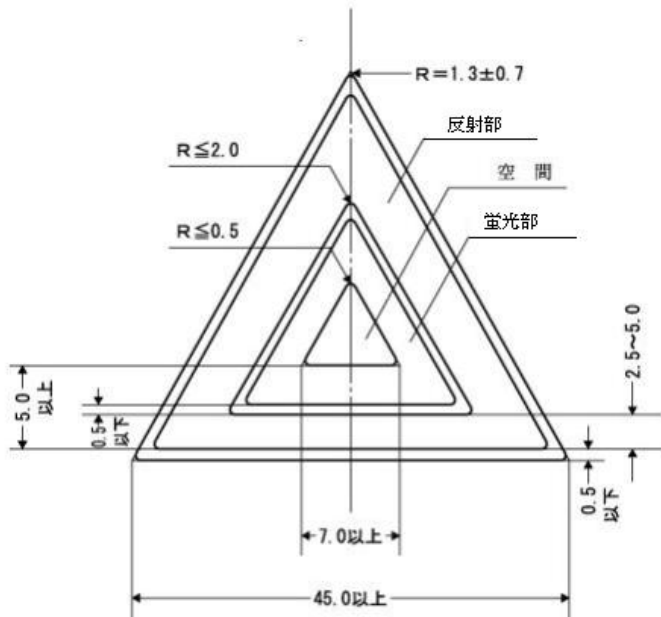
単位 cm



備考 蛍光部の面積は、247 平方センチメートル以上とする。

図3 型式記号F 又はG

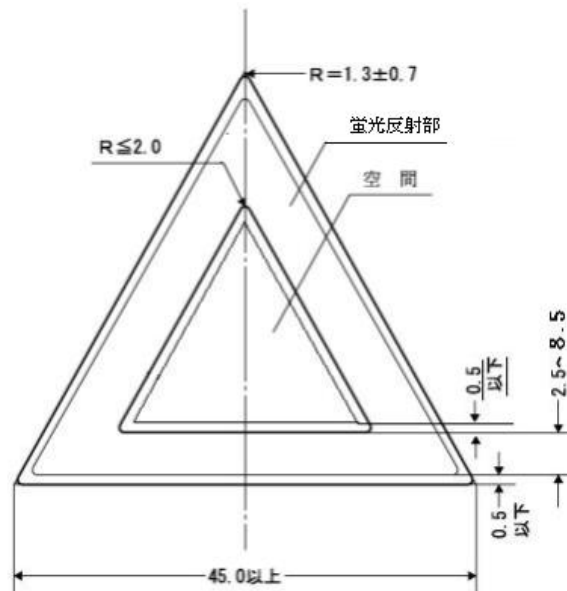
単位 cm



備考 蛍光部の面積は、247 平方センチメートル以上とする。

図4 型式記号Q 又はR

単位 cm



(2) 本体は、水平面上に設置したとき、垂直で、本体の最下端の地上高は、2.6cm 以上であること。

(3) 三角形のそれぞれの辺は、次のとおりであること。

ア. 三角形のそれぞれの辺は、一体であること。ただし、組み立て式にあっては、一辺の端部が隣り合う他の一辺の端部とによって、一辺を構成する場合は一体とみなす。

イ. アのほか型式記号 G 及び R について、三角形のそれぞれの辺の端部以外の一箇所、折り込み(それぞれの辺を折りたたんだとき、当該辺が連結しているものに限る。)又は伸縮する構造のものである場合は、三角形のそれぞれの辺は一体とみなす。

ウ. アただし書き及びイにより一体とみなされた辺について、連結部分におけるすき間並びに反射部、蛍光部及び蛍光反射部における無効部分は 0.8cm 以下であること。

(4) 脚部は、水平面上に設置したとき、がたつきがなく安定していること。

(5) 組み立て式にあっては、道具を使用しないで容易に組み立てられる構造であること。

#### 1.4 反射性

(1) 型式記号 D、F 及び G の反射性は、次の表 2 に示す値以上であること。

表 2

単位 cd/10.76Lx

入射角(°) 観測角(°)	0	10U	10D	20L	20R	30L	30R
0.2	80	80	80	40	40	8.0	8.0
1.5	0.8	0.8	0.8	0.4	0.4	0.08	0.08

(2) 型式記号 Q 及び R の反射性の基準は、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する規則(以下「協定規則」という。)第 27 号の技術的な要件(同規則第 4 改定版の規則 7. に限る。)に定める基準とする。

#### 1.5 色及び色度

(1) 型式記号 D、E、F 及び G の本体の色及び色度は、次の表 3 に示すとおりであること。

表 3

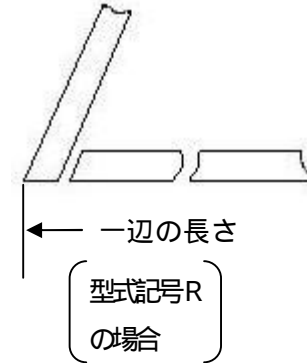
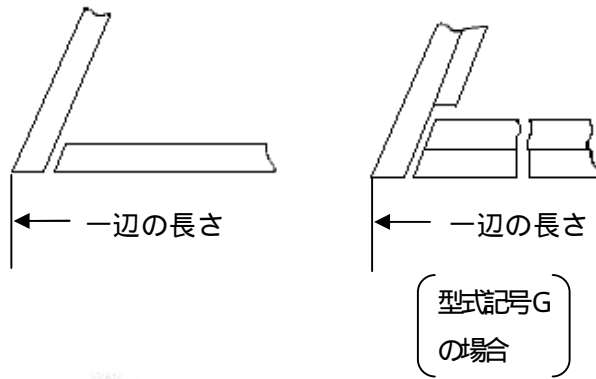
項目	反射部	蛍光部	非蛍光部
色度	y 0.33	y 0.335 0.424 y 0.351	y 0.180x+0.302
範囲	z 0.008	y -x+0.920 又は y -x+0.943 y の下限 20% y の下限 35%	y -1.348x+1.087 y -0.353x+0.530

(2) 型式記号 Q 及び R の本体の色及び色度の基準は、協定規則第 27

(2) 本体が垂直であるかどうかは、目視で調べる。

また、地上高については、一辺の両端部の下端を、水平面上から測定し許容差の範囲にあるかどうかを調べる。

(3) 組み立て式における一辺の構成例を次に示す。



#### 1.4 反射性試験

(1) 型式記号 D、F 及び G の反射部を、JIS D 5713 (自動車用停止表示板)の 7.1 の方法で測定し、6.1 で算出して、反射性を調べる。

なお、測定及び算出にあたっては、三角形の任意の一辺を選び、その一辺の両端と中央部 3 箇所を測定し、その平均値をもって算出する。

ただし、構造及び品質基準 1.3 の(3)イの適用を受けるものについては、三角形の任意の一辺を選び、その一辺の両端とそれ以外に分離部の 4 箇所を測定し、その平均値をもって算出する。

(2) 型式記号 Q 及び R の反射性試験については、協定規則第 27 号の技術的な要件(同規則第 4 改定版の規則 8. に限る。)を満たすものとする。

#### 1.5 色及び色度試験

(1) 型式記号 D、E、F 及び G の色及び色度は、次の方法で試験を行う。

(a) 反射部の色度は、JIS Z 8701(色の表示方法 XYZ 表色系及び X<sub>10</sub>Y<sub>10</sub>Z<sub>10</sub> 表色系)による標準イルミナント A を用いて、JIS Z 8722(色の測定方法 反射及び透過物体色)により測定を行い、色度を調べる。ただし、この測定方法の代わりに、表 3 に規定する色度範囲の標準限界フィルターを用いて、肉眼で比較判定してもよい。

この場合、標準限界フィルターは、JIS Z 8701 による標準の光で観測する。

なお、プラスチック成形材を使用した反射部の色及び色度は、JIS D 5500(自動車用ランプ類)の 7.3.2 による試料を用いる。

(b) 蛍光部の色度は、原則として JIS Z 8717(蛍光物体色の測定方法)の 7.(7.2.1 は Z 8902 に規定するキセノン標準白色光源とする。)により測定を行う。

(c) 非蛍光部の色度は、原則として JIS Z 8722 の 5.3(但し、5.3.1 は a)による)による 45 度方向から照明し、垂直方向の反射光を受光する照明及び受光の幾何学条件により測定を行う。

(2) 型式記号 Q 及び R の色及び色度試験については、協定規則第

<p>号の技術的な要件（同規則第4改定版の規則7.に限る。）に定める基準とする。</p> <p>1.6 外観 停止表示板の外観は、次のとおりであること。</p> <p>(1) 各部には、取り扱い上、危険な鋭利な角、突起物などがなく、</p> <p>(2) 本体には、著しい色むら、有害なきれつ、きず、ほし、ゆがみ、そり、ねじれ、はがれなどがなく、</p> <p>(3) 金属部分に、めっきを施してある場合は、その有効面に、さび、ふくれ、はがれなどがなく、ピンホール、ピットなどの密集したものがなく、</p> <p>(4) 金属部分に塗装を施してある場合は、その有効面に、素地の露出、さび、ふくれ、はがれなどがなく、ピンホール、ピットなどの密集したものがなく、</p> <p>2. 品質基準</p> <p>2.1 耐温度性 停止表示板は、保管状態において、高温・低温時に、各部にきれつ、そり、ねじれ、ゆがみ、はがれなどが生じなく、しかも色及びつやの変化がないこと。 なお、組み立て式にあっては、高温・低温時において、組み立て、折りたたみを行っても、各部に、異状を生じないこと。</p> <p>2.2 耐候性 停止表示板は、長時間直射日光を受けても反射部、蛍光部、非蛍光部及び蛍光反射部の色度に著しい変化がないこと。</p> <p>2.3 耐水性 停止表示板は、使用状態において、反射部の内部に雨水が入ったり、有害な曇りなどが生じないこと。</p> <p>2.4 耐じん性 停止表示板の反射部、蛍光部、非蛍光部及び蛍光反射部に、ほこりが付着したとき、とれにくいことがなく、 特に、反射部内部に、ほこりが付着し、くもりなどが生じないこと。</p> <p>2.5 安定性 停止表示板を、使用状態で路面に設置したとき、自然風速又は通過車両の側風によって、次のような状態が生じないこと。</p> <p>(1) 停止表示板が、75mm以上移動したり、又は転倒しないこと。</p> <p>(2) 停止表示板の本体が10度以上回転したり、10度以上のそり、又は傾斜が生じないこと。</p> <p>3. 表示事項 停止表示板の見やすい位置に、容易に消えない方法で、型式番号及び製造業者名又はその略号を表示すること。 なお、型式記号G及びRにおいては、二輪車用であることを表示すること。</p> <p>4. 収納容器 停止表示板の収納容器は、保管中容易に破損しない不透明な容器であること。</p>	<p>27号の技術的な要件（同規則第4改定版の規則8.に限る。）を満たすものとする。</p> <p>1.6 外観検査</p> <p>(1) (1)及び(2)は、目視によって調べる。</p> <p>(2) めっきを施した有効面については、JIS D 0201（自動車部品 - 電気めっき通則）の6.1による試験を行って調べる。</p> <p>(3) 塗装を施した有効面については、JIS D 0202（自動車部品の塗装通則）の4.3による試験を行って調べる。</p> <p>2.1 耐温度試験 停止表示板を恒温槽内に、保管状態にして置き、周囲温度 <math>70 \pm 3</math> 及び <math>-30 \pm 2</math> で、各1時間放置し、各部の異状及び色並びにつやの変化を目視で調べる。 なお、組み立て式にあっては、上記温度試験後、直ちに、組み立て、折りたたみを行い、各部の異状の有無を調べる。</p> <p>2.2 耐候性試験 停止表示板の一端を JIS D 0205（自動車部品の耐候性試験方法）の表1に規定されているWAN-1Sの条件（但し、ブラックパネル温度計調節温度は <math>63 \pm 3</math>、試験時間は100時間とする。）により試験を行い、色及び色度の変化を、目視で調べる。</p> <p>2.3 耐水試験 停止表示板を、使用状態に置いて、JIS D 0203（自動車部品の耐湿及び耐水試験方法）のS1の条件により試験を行い、反射部内への浸水、くもりなどを調べる。</p> <p>2.4 耐じん試験 停止表示板を、縦・横・高さそれぞれ900～1,200mmの密封容器内に、壁から150mm以上離して、使用状態に置き、容器内には、JIS R 5210（ポルトランドセメント）による中庸熱ポルトランドセメントを約5kg入れ、じんあい容器中を一様に拡散吹き上げられるように、15分間に10秒の割合で空気を噴出させ、連続5時間の試験を行い、反射部、蛍光部、非蛍光部及び蛍光反射部の表面のよごれが容易にふき取れるかどうか、また、反射部内面へのほこりの付着、くもりなどを調べる。</p> <p>2.5 安定試験 停止表示板を、使用状態と同様の状態でアスファルト路面と同様な水平面上に置き、前方、後方及び側方から18m/secの風をそれぞれ3分間吹き付けて、移動、転倒、そり及び傾斜の有無を調べる。</p>
---	--

